

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 3 年 4 月 26 日（諮問第 152 号）

答申日：令和 5 年 1 月 6 日（答申第 152 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和 2 年 9 月 29 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「令和元年度及び令和 2 年度北九州市国民健康保険料の賦課総額の算定に適用している国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び同法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7（政令）並びに北九州市国民健康保険条例（昭和 42 年北九州市条例第 53 号）に規定していない予定収納率 93.32% で除して賦課総額を増額算定して条例で規定する保険料を超える額を詐取することを決定した決裁原義を含む一切の文書」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、令和 2 年 10 月 12 日付け北九保健保第 786 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部不開示決定（以下「原処分」という。）は誤りであるため、原処分の取消しを求めるとともに、既に処分庁が設定している予定収納率に係る一切の文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 実際に予定収納率を設定して保険料の賦課総額を算定しており、本件開示請求の文書は存在している。「不存在」として「不開示」としたことは虚偽である。
- (2) 保険料の賦課及び徴収方法を規定する国民健康保険法等に従って制定した北九州市国民健康保険条例の賦課総額の算定方法においては、処分庁の開示した賦課総額の算定方法の「保険料収入額（予算額）」を予定収納率で除して算定するという意味は存在していないものであり、保険料の賦課総額の算定方法は偽造で

ある。

- (3) 弁明は、本件開示請求に係る「予定収納率を設定した文書」の存在を認めたものであるから、それを開示裁決すれば本件請求事件は終結する。開示請求は、文書の特定のために請求人が考えている文書の概要を記載したものであり、審査請求の理由は、その文書の内容を具体的に記載したものである。
- (4) 弁明書の「不存在の理由について」に記載の文書開示を請求していない。不存在の理由に記載しているものは、そもそも「行政文書」ではない。審査請求人が開示を請求した行政文書をストレートに記載すると、「予定収納率を設定することを決定した文書及びその予定収納率を決定した文書」「設定した予定収納率で収入額なるものを除すことを決定した文書」である。
- (5) 本件請求文書は処分庁が既に関示した文書においても存在していることが確認できているので速やかに開示することを求める。
- (6) 以上の理由から、不開示決定の「不存在」及び「その理由」を取り消し、既に処分庁が設定している予定収納率に係る一切の文書の開示を求める。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和2年9月29日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同年10月12日付けで不開示決定を行ったところ、これを不服として令和3年1月12日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求文書と本審査請求において請求人が指す文書が異なる。その余の部分については、保険料の算定方法に係る請求人の意見であり、本件開示請求における文書の存否あるいは開示の可否とは関係を有しない。
- (2) 争点は、本件請求文書が何を指していたかである。その特定のため、審査請求人に電話し幾度となく確認したが、一貫して「保険料の計算方法は市民を欺き詐取しているものということをも文字により記した文書」で、当該文書に記載された文字を「市幹部で確認し合い、市民を欺く意思を共有した際に使用した文書」であると申し出た。また、各年度において内部資料として作成している「保険料率を試算する表ではない」、賦課総額を「予定収納率で除した数字の表が欲しいのではない」とのことであり、料率試算表ではないとのことであった。
- (3) 市民を欺き、詐取していると記した文書は存在しておらず、当該文書を用いて

市幹部で意思を共有した事実もない。このため、不存在であること及びその理由を取り消す理由がない。

- (4) 本件請求文書と異なる文書をもって本審査請求を行うことについての審査請求人の意図は定かではないが、参考までに、「平成 31 年度及び令和 2 年度 国民健康保険料の料率試算表」を添付する。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 4 月 26 日 諮問の受付
- ② 令和 3 年 12 月 27 日 諮問に係る書類の追加提出
- ③ 令和 4 年 3 月 30 日 審議
- ④ 令和 4 年 4 月 18 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 4 年 7 月 28 日 審議
- ⑥ 令和 4 年 9 月 1 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑦ 令和 4 年 10 月 25 日 審議
- ⑧ 令和 4 年 11 月 29 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の全部不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書を全部不開示とする決定を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件において、処分庁は審査請求人に対して、求めている文書は料率試算表ではなく「市民を欺き詐取しているものということを文字により記した文書」であることを確認している。

そして、その上で、処分庁は、「市民を欺き詐取していると記した文書は存在していない」として、原処分を行っていることが認められる。この点、公文書に、公権力（本市）自らが「市民を欺く」とか「詐取する」などと記載がなされるようなことは、社会通念に照らして考えがたいことも考慮に入れると、審査請求人が求め

ている文書は不存在であるとする処分庁の主張に、特に不自然な点は見いだし難い。

そうすると、当該文書は不存在であり、そのため、不開示と決定した処分庁の判断について、違法又は不当であるということとはできない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「保険料の賦課及び徴収方法を規定する国民健康保険法等に従って制定した北九州市国民健康保険条例の賦課総額の算定方法においては、処分庁の開示した賦課総額の算定方法の「保険料収入額（予算額）」を予定収納率で除して算定するという意味は存在していないものであり、保険料の賦課総額の算定方法は偽造である」などといった主張を展開している。

しかし、このような主張は、国民健康保険料の決定に係る処分の適否に関するものであって、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において、検討すべきものではない。

### 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

#### 北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美